

議事録

審議会等名称 令和4年度第1回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会
開催日時 令和4年10月3日(月) 14:00~15:50
開催場所 Web会議システムによる開催(事務局:新庁舎12階県土整備局大会議室)
出席者 ◎荒木 一郎 横浜国立大学大学院国際社会学府・研究院教授
(委員長◎) 石田 晴美 文教大学経営学部教授
(委員長職務 〇大原 一興 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(建築)教授
代理者〇) 勝地 弘 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(都市基盤)教授
村瀬 景子 弁護士

議事

- 1 抽出事案の審議
- 2 入札・契約手続きの運用状況等について(報告)
- 3 その他(報告)

審議経過

- 1 抽出事案の審議

荒木委員長

抽出当番委員より結果のご報告をお願いする。

石田委員

物品の条件付き一般競争入札で教育局の案件「スマート豚舎に係る設備の購入」「スマート牛舎に係る設備の購入」「スマート鶏舎に係る設備の購入」は、ほぼ同一内容と思われるが、落札者が同一業者、一者応札で落札率が高い。その理由について伺いたい。

一般委託の随意契約で政策局の案件「令和3年度県広報テレビ番組の制作、放送、動画配信及びデータ放送業務委託」については、契約金額が大きく、一者随契となっているのでその理由について伺いたい。

大原委員

物品の指名競争入札で会計局の案件「空気ほか(衛生研究所)の購入」については、様々な工業用ガスの購入ということだが、落札率が100%で予定価格と同額であることから入札の状況、参加要件についてお聞きしたい。

工事系委託の指名競争入札で県土整備局の案件「(浜水504)令和3年度河川修繕工事(県単)142-4帷子川分水路トンネル点検業務委託」については、応札者が2者、同額だったということでくじ引きになっている。もう少し多くの業者が参加してくれるような案件ではないかと思うので、入札の状況について参加要件などをお聞きしたい。

(1) スマート豚舎に係る設備の購入ほか2件

【資料により教育局から説明】

<質疑>

石田委員

これは競争入札であるが、このスマート豚舎牛舎鶏舎すべて中央オリオンという会社が1者応札で100%近くで落札している。その理由について教えていただきたい。

教育局

一般競争入札ということで、導入する設備機器と牛舎豚舎鶏舎それぞれ別々のものであることから、一般競争入札を別々に3件行っている。その結果、一般競争入札であるため当然公告をして参加申請を募ったところ、参加申請が1者であったということである。参加資格の申請がそれぞれ1者だけであり、その参加資格を審査し特に問題ないということで応札をしたところ予定価格内であったため応札者として決定したということになる。

石田委員

2つ教えてほしい。このスマート施設、豚舎、牛舎、鶏舎は中央オリオン以外にできるところはないのか。落札率がほとんど100%なので予定価格はどうやって決めたのか教えてほしい。

教育局

まず、応札できる業者が中央オリオンだけであったかということのご質問については、請け負える業者は他にも農業関係の業者は他にもあるかと思われ、入札できる参加申請をできる業者は他にもいたと思われる。ただ、申請がなかったということである。また、予定価格については、近隣の他校の導入業者などの情報を集めて、予定価格については、本校から出入りする業者などに相談などをし、定めたという経緯がある。

石田委員

他校の納入業者とは中央オリオンか。参考見積を取ったのは中央オリオンなのか。

教育局

他の学校にどういう設備を導入しているかなどを相談していく中で出てきた業者は別の業者であったと思う。

石田委員

別の業者だったということは確定でよいか。中央オリオンに聞いたのではないということによいか。

教育局

そうである。

石田委員

中央オリオンではないのになぜ 100%なのか。

教育局

入札の結果こうなったということで、予定価格に定めた内容につきましては中央オリオンからとった見積ではないので。

石田委員

中央オリオンからとった見積ではないが鶏舎と牛舎の落札率は 100%で、豚舎は 99.9%である。他の業者の参考見積でこんなにぴったりになるのかという疑問がある。他の業者でも対応できると言ったが、なぜ他の業者は応募しなかったのか教えてほしい。

教育局

一般競争入札ですので他の業者が参加資格の申請で上げてこなかった理由というのはわからない。

石田委員

高校でこのような大掛かりな設備を競争入札にかけるということは頻度として多くないと思う。他だと一般競争入札で一者応札は好ましくないので公告の他に、できるところに声かけみたいなのを不公平にならない程度にすることが多いように思う。やはり、なぜ他社の参考見積で 100%になったのか理由を知りたい。

教育局

もう一度調べて回答するということが良いか。

石田委員

この設備はパンフレット等があってそこに定価が記載されているのか。これは定価なのか。

教育局

もちろんそういうものも含んでいる。

石田委員

中央オリオンはメーカーなのか。

教育局

メーカーではない。一部自社商品もあるかとは記憶しているが、メーカーというわけではないと思う。

石田委員

今回導入したものは、中央オリオンが作ったものではなく、中央オリオンが卸しているものということか。

教育局

そうである。

石田委員

100%定価販売ということか。また、契約期間はいずれも令和4年の3月25日までとなっているが令和4年の4月1日以降はどうなのか。3月25日までに納品しているということか。

教育局

そういうことである。納品と機材の設置までということになる。

石田委員

で、4月1日から使っていると。

教育局

そうです。

石田委員

わかりました。

荒木委員長

他の委員の方、ご意見があればお願いしたい。

勝地委員

ただいまの質問に関連するが、3つのものはそれぞれ1者から見積もりを取られていて、その見積額の通りに予定価格が定められているが、通常1者から見積もりを取ったものをそのまま予定価格に定めるのが通常なのかどうかということと、特に牛舎に関しては見積を取られたのが中央オリオンで応札したのも中央オリオンであるので自分のところが出した見積額をそのまま入れれば取れてしまうという感じに見えてしまうが、そのあたりの考え方はどのようにになっているのか。

教育局

見積を取った業者がイコールそのままになってしまっているというのは確かにそのとおりだとは思いますが、本件については内容がロボットの設置など一般的な内容ではなかったもので見積をそのまま使っていたのだと思う。

勝地委員

一般的には例えば数社、2者なり3者なりの業者から見積もりを取って予定価格の参考にするというのが一般的かと思うのですが、今回は1者しか見積を取らなかったのは、1者からしか取れなかったのか、あるいは1者からでよいという判断をされたのかという点はいかがか。

教育局

参考見積を取った段階ではいくつかの業者に相談はしていた。その中で本校の牛舎に設置できる設備の大きさなど条件がありますのでその中で絞り込まれていったという経緯がある。

勝地委員

繰り返しになるが、1者からしか見積が取れなかった場合にそのままを予定価格にするというのが一般的なことなのか、あるいは多少割引いて予定価格を定めるという考え方もあろうかと思うが、なにかルールとしてあるのか。

教育局

私を知る限りでは特にそういうルールはないと思う。

勝地委員

わかりました。

石田委員

鶏舎の参考見積はヨシダエルシスからとっているという理解でよいか。

教育局

はい。

石田委員

ヨシダエルシス1者からしかとっていないということか。

教育局

内容が鶏舎の鶏を置く棚というか段があるんですけど、そちらがヨシダエルシスの扱っている機械が本校の鶏舎に合っているということのようである。鶏舎の大きさとかそういう意味で。

石田委員

ヨシダエルシスの見積書を見ると、値引きが56,600円引かれて3,440万円となっている。なぜ中央オリオンが当該値引きまでちゃんと引いて同じ金額なのか。中央オリオンはヨシダエルシスから買っているということ。

教育局

そういうことになるかと思う。

石田委員

中央オリオンとヨシダエルシスがお互いに情報を共有してるということにならないか。

荒木委員長

この場では即答できないかもしれないが、今の点について改めて調査の上、後日ご報告いただくことは可能か。

教育局

わかりました。

荒木委員長

特にですね、これヨシダエルシスのシステムですよね、見積を出してきた業者とは違う業者が応札をして結果的に値段が全く同じであるというふうなことからすると、何らかの形で業者の間で情報を共有みたいなことがあったんじゃないかなということが推認されるわけですけど、そのあたりがどういう状況なのか、あるいはその中央オリオンとヨシダエルシスとの関係がどういう風なものかというあたりについて改めて事実関係をお調べの上、こちらにご報告いただくということをお願いしたい。

教育局

わかりました。

荒木委員長

よろしく願います。他にご意見あるか。特になければ本件は以上とさせていただきます。

(2) 空気ほか（衛生研究所）の購入

【資料により会計局及び衛生研究所から説明】

<質疑>

大原委員

丁寧に説明いただきよくわかりましたが、34 者が指名されたということであるが、そのうち7者しか応札がなく、かつ、（落札者は参考見積と）ぴったりの金額でありそれ以外の応札者は金額が高いということである。こんなに多く対象となる業者がある中でなぜ競争にならなかったのかが疑問であった。改めて資料を見せていただくと9ページの別紙、単価契約一覧表に書かれている契約単価がそのまま入札の単価になっていると思うが、この理解でよろしいか。結果的に100%になっており、他社がそれを上回っているということも不思議なのだが。この辺の仕組みを教えてください。

荒木委員長

会計局の方いかがか。

会計局

当課ではあくまで所属の依頼に従って入札しているということでこのような事例はあまりないことであるが、業者間の競争ということで今回 34 者指名した中で 7 者が応札した、渡商會が入札が 209 万 400 円、一番高いところで 265 万円ということで開きがあるということであるが、繰り返しにはなるが、入札に当たっての企業努力というかそういうところで今回こういった形になってしまったというところである。

荒木委員長

具体的にですね、応札が少なかった事情などなにか衛生研究所の方で補足的な情報をお持ちでしたらお願いできますか。

衛生研究所

7 者が多いか少ないかというところは評価しがたいところであるが、特殊なガスも入っているため、ある程度その取扱いに対応できる業者が絞られてくる可能性はあるかと思う。

大原委員

入札に参加しないところがあっても仕方ないことであるとは思いますが、9 ページにある単価契約一覧表は入札の時の資料として業者の方に行っているものではないのか。

会計局

こちらは実際の契約単価であり、入札の時には入れていない。契約書案として金額を入れていないものを業者にお見せしている。

大原委員

わかりました。入札の結果、契約単価ということですね。事前に知らされているものではないということは承知した。予定価格ぴったりというところは不思議な感じがするが、なぜかというところについては特定できないですかね。

村瀬委員

31 ページの 2021 年 2 月付けの参考見積があるが、結局この単価がこのまま落札価格、契約価格に利用されている単価であると思うが、これは今回の予定価格を定める上での基準とされたものという理解でよろしいか。また、この見積書の作成が落札者の渡商會のようであるが、ここに見積もりを依頼したのは令和 2 年度、この前年度の実績もこの渡商會と取引関係があったのか、なかったのか。

衛生研究所

そのとおり、令和2年度についても渡商会と契約している。

会計局

1つ目のご質問について、あっせん調達の入札に関しては、こういった所属からの積算に基づいて予定価格を定めるのであるが、各所属の積算にあたっては、カタログの金額や聞き取りであるとか業者からの参考見積といった色々な形での積算がある。見積の徴取はその中の一つであり、所属はその価格に基づいて積算をし、調達課でそれに基づいて予定価格を定めるといった流れになっている。

石田委員

今の話だと、予定価格を積み上げるときには参考見積は一者で構わないというのが県の方針なのか。2者以上から参考見積を取り、その中で妥当性等を見て低いものを予定価格にし、入札を実施し、結果的に予定価格を作成するときに一番低かったところが落としたということであれば納得がいくが、どうか。参考見積は2者以上ということは特に決められていないのか。

会計局

一者だけという決まりはなく、複数者から見積もりをとっても全く問題はないと。実際、あらゆる案件をやっているが、その中でも複数者から見積もりをとってその平均値をとるといった案件もある。一者だけに限定するというものではない。

石田委員

複数者でもいいということではなく、逆に予定価格の妥当性を担保するためには複数者にした方がよいのではないかと。参考見積で予定価格を作成するときには必ず2者以上とした方が予定価格の妥当性は担保されると考える。そのようにしていただきたいという感想である。

荒木委員長

会計局いかがか。ここで方針を決めるということではないが、委員会としてはやはり複数者から見積もりを取ることが望ましいということ意見を意見として申し上げたいということである。

他にご意見なければ、次の案件に移ります。

(3)令和3年度県広報テレビ番組の制作、放送、動画配信及びデータ放送業務委託

【資料により政策局から説明】

<質疑>

石田委員

概ね随意契約の経緯等については承知したが、1点伺いたい。このカナフルTV、毎週日曜日の18時から18時30分の30分間の番組というのは、過去どれくらい継続しているものなのか、また、金額は変わっていないのか。上がっているのか下がっているのか、その辺について教えてほしい。

政策局

カナフルTV自体の放送でいうと、番組としては平成22年4月から今の番組の形で放送している。金額については古い資料まではわからないが、放送回数は年間44回となっており毎週ではない。というのは、推測になってしまうが、かつてはもっと放送回数が多かった可能性があるが予算の状況とかで放送回数を減らして今の予算に合うような形で放送しているのではないかという風に思うが、今手持ちにその辺の資料がないので確たることが申し上げられない。少なくとも令和3年と令和4年、今現在放送している部分については金額的にはほぼ同じということになっている。

石田委員

ありがとうございます。随意契約の理由は承知したが、社会環境が変わり世の中が大きく変わっている。私は大学で教鞭をとっているが、今の大学生は地上波のテレビはほとんど見ない。地上波を見ない若者が多い中で、平成22年4月から10年以上やっている。随契の理由はわかるが、テレビ番組の効果測定が難しい。随契だと競争性も全く働かない。このままの形で事業を続けていいのかという危機感は是非お持ちいただきたい。収録した番組をYouTubeで流せばいいのか。地上波を見ない若者がわざわざYouTubeで見るかという疑問を持つ。広報媒体の一つとしてテレビ放送は従来からある手法だが、1億3,700万と、単純に44回で割ると1回あたり300万円の番組である。このやり方でいいのかどうか。去年も一昨年もずっとテレビ番組を作れるのはテレビ神奈川だからと随契でやりつづけることはお互いに緊張感が無さすぎると思う。その辺について抜本的にやり方等をぜひご検討いただきたい。

村瀬委員

今の石田委員のご意見に賛同というか似たようなお話になるかもしれませんが、15ページで事前公募はやりましたけれども、申込者がいなかったというところの主たる理由はこの発注の形式が番組の制作と放送業務を一括してやってくださいとなると、素人ながら、おそらくテレビ神奈川しかないのかなという気はする。13ページを見ると製作費とその下の電波、動画配信、データについて、いわゆる製作の部分はテレビ番組の制作会社という単体の発注であれば、おそらく応募するところもあるだろうし競争も働かし、切磋琢磨してより良い、視聴者に訴えかける番組とは何かみたいな緊張感もテレビ神奈川側にうまれるんじゃないかと思うんですが、随契の理由はこの製作と放送を個別に委託できないというというのが第5段落目ぐらいから4行なお書きでかいてありますが、番組制作の段階から県の方が関わってこういう内容でお願いしますって言うてる番組制作について、放送局としての基準に適合していないような番組がそうそう出てくるとも思えないかなと思うとなると、これを理由に製作と放送を一括で発注しなければならないというのは、きつい言い方になるが、できないことの言い訳のように受け止めてしまった。なので石田委員もおっしゃったように、まあ高齢の方とかテレビを頼りにしている方も大勢いると思うので、テレビ番組があるということ自体は意味があると思うが、もう少し金額も30分枠の番組制作に234万円が毎回毎回かかりますという発注の仕方でいいのかなということは改めて考えていただく時期なんじゃないかなという気がした。

政策局

ご意見ありがとうございます。確かにテレビの在り方というのは時代とともに変わってきており、先生方のおっしゃる通りかと思っている。我々としてもテレビ以外のチャンネル、動画配信等々をなるべくいろんな形での発信というのを順次進めているところでございまして、今のテレビがそのまま良いかというのは当然将来的にも考えないといけない問題であるかなという風に思っている。一方で、例えばインターネットにアクセスしにくい方に対してのチャンネルも残しておく必要はあるかとは思っているところで、今のところ視聴率としてはだいたい年平均で6～7%ということで高い数字というわけではないが、ある程度の視聴者はいるということではある。ただその金額が妥当であるかという部分については、今までは確かに県域で放送を行っている業者がほとんどいなかったというところがある中でこういった形が続いてきたのではないかという風に推測しておりまして、今後例えばケーブルテレビなどいうのもいろんな形の放送というのがありますし、今の県の状況を県内に発信できるものがチャンネルとしてあるのであれば、当然そういったものも考えないといけないと思っている。今後大きな課題になっていくかと思いますので引き続き検討させていただきたいと思う。

荒木委員長

次の案件に移ります。

(4) (浜水 504)令和3年度 河川修繕工事(県単)142-4 帷子川分水路トンネル点検業務委託

【資料により県土整備局から説明】

<質疑>

大原委員

道路のトンネルとあまり変わらない、コンクリートの老朽化状況の点検ということだが、近年、洪水の問題は大変注目されており、これからますますニーズが高まり、こうした点検をしっかりと行かなければならないと思う。しかし、参加した業者が今回は5者で、3者が辞退し、2者応札となっており、少ないように思う。点検自体はそれほど難しいものではなさそうに思うが、参加申請が5者と少なく、2者応札でくじ引きとなっている。参加者が少ないという点と同額となっている点について、その理由など分かりましたら教えていただきたい。

県土整備局

まず、参加申請者が少ないという点についてですが、今回は川のトンネルということで、営業種目を「河川砂防及び海岸海洋」に絞ったものである。そのため、道路ほど業者が多くはない、という点が考えられる。また、入札の前に、見積公募を実施しており、実際に見積書を提出した者が5者であった。

次に2者でのくじ引きについてですが、2者とも最低制限価格で応札しており、その結果、くじ引きとなり、落札者を決定した、ということである。

大原委員

承知した。

石田委員

参考見積として5者から見積書の提出があったという理解でよいか。また、予定価格の設定については、参考見積をとった5者の平均又は一番低い金額を採用した、という理解でよいか。

県土整備局

110者程度いる業者に対して見積を公募し、5者から見積書を頂いた。その中で採用する金額をどのように決めるかといいますと、中央値の85%に一番近い見積を採用することとしており、平均値や最低値という決め方ではない。

場合にもよるが、5者であれば下から2番目か3番目の見積が採用されることとなる。

石田委員

今回、公募で見積が5者から提出され、その中央値の85%で採用された業者は今回の2者ではないということか。

県土整備局

入札調書の金額は実際に入札した金額で、事前に提出された見積書とは異なるし、この2者の見積書にも、差はある。

石田委員

2者とも最低制限価格で応札したということは、予定価格が容易に積算できるのか。

県土整備局

見積で採用した単価や歩掛については、公表するので、一定の積算能力があれば予定価格を想定することは可能である。

石田委員

大変よくわかった。

勝地委員

契約が当初と変更があるが、変更内容について教えていただきたい。

県土整備局

過年度調査で確認されていた施設の変状箇所、劣化の進行が速い箇所が確認されたため、補修時期や工法を検討するための詳細調査として、鉄筋探査、圧縮強度、中性化、塩分含有などの試験を追加した。

勝地委員

その場合の変更金額の決定方法はどのようになっているのか。

県土整備局

標準歩掛を使用し、県で積算した金額を用いて変更しており、見積はとっていない。

勝地委員

承知した。

以上